

2011年8月25日

お客様各位

### 上海側での輸入危険品事前申告について

平素より上海市錦江航運有限公司をご利用頂きありがとうございます。

さて、この6月から施行されました上海での危険品輸入事前申告制度に関し、9月1日より申告がEDI化されることになりました。

この変更に伴い上海市錦江航運有限公司では、無用のトラブルを避けるため、船社代理による代行一括申請をおこなう事を決定いたしました。

つきましては、下記ご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

#### 記

対象貨物: 上海向け危険品全般(内陸向け貨物を含む)

開始期日: 日本を8月31日以降に出港する本船より(下記)

HENG YU V.1130W	ETD 大阪 8/31	ETD 神戸 8/31
JJ SUN V.1135W	ETD 東京 9/1	ETD 横浜 9/2
QIU JIN V.1135W	ETD 名古屋 9/2	ETD 清水 9/2

#### 【日本側での手続きについて】

下記の書類を揃えてCY CUTまでに各港代理店に提出して下さい。

1. 危険物明細書及びコンテナ危険物明細書  
(Declaration of Dangerous Goods in Container and the Container Packing Certificate)  
Consignee様連絡先詳細を明記して下さい:  
ご担当者名、電話番号(可能であれば、携帯電話番号、FAX番号)
2. 安全データシート(MSDS: MATERIAL SAFETY DATA SHEET) 英文

#### 【中国側での手続きについて】

上記「危険物明細書及びコンテナ危険物明細書」に記載されている CONSIGNEE 様名義の代行申請に係る委任状を船社代理に提出して下さい。

本件に係る上海側問い合わせ先:

上海市錦誠国際船務代理有限公司

TEL: 021-63902909 (施先生)

TEL: 021-63902725 (吴先生)

添付: 代行申請委任状フォーム

以上